公立鳥取環境大学クラブハウス使用規程
平成２４年４月１日
鳥取環境大学規程第９５号

（趣旨）
第１条 この規程は、公立鳥取環境大学クラブハウス（以下「クラブハウス」という。）
の管理・運営に必要な事項を定めるものとする。
（目的）
第２条 クラブハウスは、主として本学学生の課外活動のために使用し、体育・文化諸活
動の発展、充実を図ることを目的とする。
（管理）
第３条 クラブハウスの施設は、学長の監督の下に学務課長が管理する。
（使用者）
第４条 クラブハウスを使用できるものは、原則として学長が設立を承認した学生団体（以
下「学生団体」という。）に属する学生とする。
（使用許可）
第５条 クラブハウスの使用許可を受けようとする学生団体は、各年度の５月末日までに
施設使用願（別紙様式１）を提出し、学務課長の許可を得なければならない。 ２ 部屋の割り当ては学務課長が決定する。 ３ 使用期間は、許可を受けた日から翌年度の５月末日までとする。
（使用時間）
第６条 部屋の使用時間は、年末年始を除く午前９時から午後１０時３０分までとする。 ２ 所定時間外に使用する場合は、学務課長の許可を受けなければならない。
（監督）
第７条 各部屋の監督は、各学生団体の顧問がこれにあたるものとする。
（責任者の届出）
第８条 部屋の使用にあたっては、あらかじめ部屋毎に使用責任者及び火元責任者を１名
定め、学務課長に届け出なければならない。
（保全）
第９条 部屋の使用をする者は、その責任において、次の事項を厳守しなければならない。
（１）施設、設備は正常な状態で使用すること。
（２）火気には最も注意すること。

（３）使用者は必ず所属場所の整理、整頓、清掃を行うこと。
（４）使用願に記載した目的以外には使用しないこと。
（５）施設内での飲酒、喫煙はしないこと。
（６）クラブハウス内において宿泊してはならない。
（７）他の使用者の妨害となる行為はしないこと。

（器具の使用禁止）
第１０条 部屋においては、ガス・石油・化学薬品等を用いる機械器具を使用してはなら
ない。
２ 冷蔵庫・エアコン等の電気器具については使用してはならない。ただし、冬季に暖房
器具（電気ストーブに限る。）の使用を希望するときは、学務課長に届け出た場合に限
り、使用することができる。

 （退去）
第１１条 部室を使用する団体が解散したとき、または、施設使用願を期日までに提出し
なかったときは、当該部室から退去しなければならない。
２ 部室を退去する団体は、部室内のすべての物品（学友会が管理する備品及び当該部室を
使用する他の団体の物品を除く。）を撤去し、部室内の汚損された箇所（経年劣化によ
るものを除く。）を清掃しなければならない。
３ 部室を退去する団体が前項の規定に違反した場合、大学は、当該部室の物品の撤去及び
清掃を行い、当該団体に対して原状復帰の費用を請求することができる。

（使用制限）
第１２条 本学の諸規定に違反する等、部屋使用を不適当と認めた場合、学務課長は許可
を取り消すことができる。また、施設を故意又は過失により破損、汚損した場合は、使
用者は賠償の責を負うものとする。

（鍵の保管）
第１３条 各部屋の鍵は、各部屋の使用責任者が保管する。

 附 則
 この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年規程第１９号）
 この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年規程第３２号）
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（令和３年規程第 号）
この規程は、令和３年４月１日から施行する。 附 則（令和７年規程第１３号）
この規程は、令和７年５月１日から施行する。

別紙様式１（第５条関係）
施 設 使 用 願
 年 月 日
公立鳥取環境大学学長 様
 団体の名称

 顧問氏名 印

 代表者氏名 印
 （学籍番号： ）

 下記のとおり本学施設及び備品等を使用したいので、許可くださるようお願いします。
１．使 用 目 的
２．使 用 日 時
 年 月 日 ～ 年 月 日
 時 分 ～ 時 分
 使用予定日： 毎日、 毎週 月・火・水・木・金・土・日
 そ の 他：
３．使 用 施 設
４．使 用 備 品
５．人 員
６．責 任 者

 （学籍番号： ）
７．火 元 責 任 者
(クラブハウス使用のみ)

 （学籍番号： ）
８．そ の 他